

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社ナック		コード	9788
提出日	2021/6/11	異動(予定)日	2021/6/29	
独立役員届出書の提出理由	2021年6月29日開催の当社第50期定時株主総会において、社外取締役である鶴見明久氏が任期満了で退任となり、同氏の独立役員の指定解除をするため。また、同株主総会において、社外取締役候補の宮島賢一氏・中畑裕子氏が選任されたときは、両名を独立役員として指定するため。			
<input checked="" type="checkbox"/>	独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし			
1	島田 博夫	社外取締役	○														○		有
2	鶴見 明久	社外取締役	○														○	指定解除	有
3	熊本 浩明	社外取締役	○														○		有
4	宮島 賢一	社外取締役	○														○	新任	有
5	中畑 裕子	社外取締役	○														○	新任	有
6	狩野 勝	社外監査役	○														○		有
7	大和田 徹	社外監査役	○														○		有
8	遠藤 哲嗣	社外監査役	○														○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		グローバル企業で取締役を歴任するなど、経営全般に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営者としての豊富な経験から、経営判断や事業方針等に対し適切な意見を経営全般に反映していくためです。当社と島田博夫氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。
2		経営者としての豊富な経験と金融・財務に関する幅広い見識から、経営判断や事業方針等に対し適切な意見を経営全般に反映していくためです。当社と鶴見明久氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。
3		公認会計士及びコンサルタントとしての専門的見地と豊富な経験に基づく外部からの視点から当社の経営体制の充実と取締役会における多様性の確保に有用であるためです。当社と熊本浩明氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。
4		経営者としての豊富な経験と経営全般に関する幅広い見識を有しているため、社外取締役の見地から、経営判断や事業方針等に対し適切な意見を経営全般に反映していくためです。当社と宮島賢一氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。
5		複数社の代表取締役および社外取締役としての豊富な経験と幅広い知識を有しております。同氏の高い専門性と豊富な経験に基づく外部からの視点から、当社の経営体制の充実と取締役会における多様性の確保に有用であるためです。当社と中畑裕子氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。
6		当社の経営に対して有益なご意見や率直なご指摘をいただいております。経営の安全性・適正性の確保に貢献していただくためです。当社と狩野勝氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。
7		税理士としての見識と豊富な経験を当社の経営に反映させることで、経営の妥当性、客観性、透明性を確保するためです。当社と大和田徹氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。
8		弁護士としての豊かな業務経験と専門的知識を客観的な立場から当社の監査に反映いただくことで、当社の監査体制及びコーポレート・ガバナンスの強化に貢献していただくためです。当社と遠藤哲嗣氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。

4. 補足説明

当社は、コーポレートガバナンスの強化及び適正化により、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現することを目的として、独立社外取締役にかかる独立性基準を以下の通り定めております。

- 当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に基づき、一般株主と利益相反が生じるおそれのない者で、かつ、当社経営その他の専門的な知見に基づいて当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現する意思と能力を有する者を独立社外取締役として選任する。
- 以下の各号のいずれかに該当する者は、独立性を有しないものとする。
 - 会社法及びその関連法令に定める社外取締役としての要件を満たさない者
 - 当社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者、又は、当社の主要な取引先若しくはその業務執行者
 - ※主要な取引先とは、過去3年間の各事業年度において、当社とその者との取引の年間取引額の平均が、当社またはその者の各事業年度における連結総売上高の2%を超える取引先をいう。
 - 当社の総議決権の10%以上を保有(直接保有と間接保有の双方を含む。)する株主又はその者の取締役若しくは執行役員若しくは支配人その他の使用人でない者
 - 当社から役員報酬以外に過去3年平均にて年額1,000万円以上の報酬その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)
- 次に掲げる者のいずれかに掲げる者(重要でない者を除く。)(配偶者又は二親等内の親族)
 - 上記(2)から(4)までに掲げる者
 - 当社の子会社の業務執行者
 - 過去5年間に、当社の子会社の業務執行者に該当していた者
 - 過去5年間に、当社の業務執行者であった者
- 前各号の他、当社における実質的な判断の結果、一般株主と利益相反が生じるおそれがないとはいえない者

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(社外及びその子会社)に該当する者(本人のみ)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互兼任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。